

12月1日から戸籍等証明書自動交付機を設置します

市では、市役所本庁舎、湯川支所、亀田支所に、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなど各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」に対応した戸籍等証明書自動交付機を設置します。

ご利用はマイナンバーカードをお持ちの本人のみとなっております。利用する際は、マイナンバーカード交付時等に登録した利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）が必要となります。

利用時間

▷住民票の写し・印鑑登録証明書＝平日（祝日・年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時半

▷戸籍（全部・個人事項）証明書・戸籍の附票の写し＝平日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時半

お問合せ ▷戸籍住民課（市役所本庁舎） ☎21-3168 ▷湯川支所 ☎57-6162 ▷亀田支所 ☎45-5583

マイナンバーカードの出張申請と夜間・休日受取について

市では、マイナンバーカードの申請手續のお手伝いをする出張申請サポートを行っています。

また、平日の日中、マイナンバーカードを受け取りに来られない方を対象に、市役所本庁舎（戸籍住民課）と亀田支所で夜間・休日交付窓口を開設しています。（予約制）

日程等詳しくは、市のHPでご確認ください。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3745

亀田支所へ車で来庁される方へ

亀田支所に車でお越しの方は、亀田支所隣の亀田交流プラザ・亀田支所共用駐車場をご利用ください。

近隣の駐車場などへの無断駐車は、絶対にしないようお願いいたします。

なお、時間帯によっては、駐車までに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

お問合せ 亀田支所 ☎45-5581

保育所・認定こども園の利用について

4月から保育所・認定こども園（保育所機能）を利用するための教育・保育給付認定等申請の受付を行います。



受付期間 12月1日(水)～1月14日(金)

必要書類（詳細はお問合せください）

▷保育給付認定等申請書

▷保護者が保育を必要とすることを証明する書類（父母ともに提出）

- ・就労（月64時間以上）のため＝在職証明書
- ・病気のため＝保育を必要とすることが確認できる診断書の写し
- ・求職活動のため＝求職活動申立書（ハローワーク受付票等の写しを添付） など

▷保育所および認定こども園（保育所機能）利用申込みにおける確認書

受付場所・お問合せ

子どもサービス課 ☎21-3270

恵山支所市民福祉課 ☎85-2335

南茅部支所市民福祉課 ☎25-6045

※ 上記受付場所のほか、湯川福祉課、亀田福祉課および各保育所・認定こども園でも申請書の配布・受付を行います。

※ 申請書は市のHPからダウンロードできます。

小中学校等に入学するお子さんの保護者へ就学援助・入学準備給付金を支給

経済的にお困りの方および第3子以降のお子さんがいる方に、入学準備にかかる支援を行います。

支給対象者 4年1月1日に函館市に住所を有し、同年4月に新小学1年生・新義務教育学校1年生または新中学1年生・新義務教育学校7年生となる予定の子の保護者

※ 「就学援助」と「入学準備給付金」の支給要件は異なります。12月中旬に配布される申請書等でご確認ください。支給はどちらか一方のみです。

支給額

▷就学援助（新入学児童生徒学用品費等）

新小学1年生等 51,060円

新中学1年生等 60,000円

▷入学準備給付金

新小学1年生等・新中学1年生等ともに30,000円

申請書等の配布 新小学1年生等には郵送で、新中学1年生等には小学校を通じて配布します。12月末日までに申請書等が届かない場合は、お問合せください。

申請期間 1月4日(火)～31日(月)（消印有効）

支給方法 給付要件の審査後、3月上旬に、申請された金融機関の口座に振り込みます。

お問合せ ▷就学援助＝保健給食課 ☎21-3547

▷入学準備給付金＝子ども企画課 ☎21-3768

※ 入学準備金貸付制度は、2年度をもって廃止いたしました。